

# 山梨県公報

号外第三十八号

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成25年3月5日発行（山梨県公報号外第十一号）山梨県監査委員告示第四四号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成24年10月4日、11月16日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

- 消防学校整備事業に係る造成設計・業務等委託契約において、支出負担行為では前払30%が適用となっていたが、契約書は前払金30%以内となっていた。前払いはされていなかつたが、施行案と契約内容が相違していた。

○ 納期遅が到来しても回収されない長期の事業未収金があった。  
大月分議地売却代 502,274,697円

○ 業務方法書第9条第1項に、「公社の業務執行に必要な資金の借入限度額については、毎会計年度予算で定めるものとする。」とあるが、平成23年度の会計予算書の本文において、一時借入金限度額の定めがなかった。  
(一時借入金限度額：16,090,000千円)

○ 山梨県との事業用地取得業務委託契約において、委託料の請求が契約書に定められていない。委託料の算定方法と異なっていた。また、その算定方法における消費税及び地方消費税の取扱いが不明確であった。

○ 契約書で定めた委託料算定に関する条文は不十分で誤解を招くものであったが、委託料の算定方法については、契約時に本公社の事業受託要領に基づき算定するこことで県の担当課と確認をしており、委託料の金額に誤りはなかった。  
今後、同様の契約を行う場合には、消費税等の取扱いも含め該当本文について明確で誤解のないものとする。

○ 修正申告をし、追加納税を行った。  
今後、適正に処理する。

○ 平成25年4月25日に全額を回収した。

○ 平成23年度のみ記載漏れであったが、平成24年度は記載されている。今後も注意して処理する。

○ 当該業務は終了しているため、契約書の修正等はできないが、今後は、適正に処理する。

(意 見)	
公社は、平成22年度に策定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わぬ、平成49年までに残務処理を終了し解散することとして、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等を行っているが、平成24年4月、公社が分譲した市川三郷町の工業団地の土地（以下「既分譲地」という）に大量の石やがれきが混入していたことが判明したため、原因究明に向けて弁護士や設計・施工の専門家等からなる調査委員会を設置した。	
○ 調査委員会から「公社は組織としての責任を重く受け止め、猛省すべき」との報告を受けた。	
○ これを受け、組織のマネジメントや危機防護策の策定を行うこととした。	
○ 現場管理の強化	
○ 管理意識を強化するため、業務改善等再発防止策の策定を行うこととした。	
○ リスクマネジメントの改善	
○ 業務のマニュアル化と情報共有の徹底	
○ 業務報告、文書管理の徹底	
○ 残業物投棄者等への対応	
○ 現在、顧問弁護士と協議し、検討中である。	
○ 隣接の未分譲地の対応	
○ 工業団地としての販売を断念し、他の活用策を検討していくこととする。	
○ 山梨県からの借入金165,141,000円につき残高証明書を入手していない。	
○ 職員に対する賞与引当金は計上しているが、役員（専務理事）に対する賞与引当金が計上されていない。	
○ 消費税の申告漏れがあった。課税売り上げである就農施設等資金相談業務委託料（委託料収益）363,450円が、課税標準額に算入されず申告漏れとなっていた。	
○ 就農支援資金貸付金の償還金で延滞しているものが、平成23年度末で5名分6,659千円、予備監査日（平成24年8月27日）で5名分6,339千円であった。	
○ 就農支援資金貸付金の償還金の延滞に係る違約金について、平成22年度は前回の監査結果に基づき未収金に計上していたが、平成23年度は既計上額を全額取崩し、微収の都度収益に計上する方法に変更している。該都度収益は「重要な会計方針の変更」として財務諸表に注記すべきところを「引当金の計上基準」として注記しており、変更による影響額の記載がなかった。また、変更の根拠を「農林水産省の指導通知」と注記しているが、実際に注記すべきところを「引当金の計上基準」ではなく、「参考資料である「就農支援資金制度に関する一問一答集問151」に基いて変更していた。	

(指掌事項)	
○ 通勤手当において、平成22年度に過払いが発生していたが未収金として計上せず、平成23年度の4月分に過払いし、5月分において調査していった。	
○ 退職給付引当金を26,560,704円計上しているが、引当金ではなく未払金（確定債務）に計上すべきである。また、退職給付引当金が2,049,300円計上不足であった。	
○ 3月31日までは在職しており、4月1日に退職が確定となるので未払金には該当しないとして処理したが、今後職員が定期退職となるときは、関係機関等とも協議して適切に対応する。	
○ 計上不足の退職給付引当金については、平成24年度で計上して対応する。	
○ また、次回以降の会計年度においても適切に計上していく。	
○ 今後は県からも残高証明書を入手する。	
○ 平成25年度から当該年度職務に相当する賞与相当額を引当金として計上するよう改める。	
○ 平成24年12月27日に修正申告のうえ5,300円を納付済となっている。今後は細心の注意を払っての業務執行に努める。	
○ 今後とも継続して返済させるとともに、返済額の増額と連帯保証人の返済履行を含め、回収に努めていく。	
○ 今後、重要な会計方針の変更など財務諸表に注記すべき事項については、関係会計基準に則り適切に表示する。	
○ 並びに「損益計算書」の収益計上時期に、運納金（損害賠償金）の収益計上時期についても「就農支援資金制度に関する一問一答集問151」の中で農林水産省が示す考え方では、法人税法基本通達2-1-43（損害賠償金等の帰属の時期）なども合致した合理的な収益の計上基準であり、今後とも収益の都度収益に計上していくこととする。	

<p>○ 就農支援資金免除引当金について、就農支援資金貸付金償還免除規程が平成14年3月31日に廃止されており、引当の根拠がなくなっているにもかかわらず、継続して計上している。なお、当該引当金は、平成20年度包括外部監査の監査結果に対する措置として「就農促進のための施策として貸付金の一部償還免除は今後とも必要であり、平成21年度に引当金の計上基準を規定した上で必要額を計上する。」としていたものである。</p>	<p>○ 計上している引当金は取り崩すが、その後の対応については県と協議していく。</p>
<p>(意見) 公社の経営については、平成24年7月に山梨県農業振興公社改革プランが改定され、平成28年度までの5年間を計画期間とする経営計画が策定された。公社は、これまで職員体制の見直しや、人件費の削減など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。農地保有合理化事業における長期保有農地の処分については、22年度末で全額完了し売却差損が約1億6千百万円と確定した。</p> <p>農地保有合理化事業については、事業量の拡大を図っているが、本県の耕作放棄農地の割合は14.7%と全国でも2番目に高い割合となつており、引き続き、耕作放棄地の解消や、周辺農地と合わせた利用促進を進めていく必要がある。</p> <p>今後は、公益法人への移行に向け、一層の経営合理化を進めることとともに農地保有合理化事業や組合手育成対策事業の拡大により収益の改善を図り債務残高の縮減に努められたい。</p>	<p>○ 計上している引当金は取り崩すが、その後の対応については県と協議していく。</p> <p>農業振興公社では県の改革プランの改定を受け、平成25年度から27年度までを実施期間とする農業振興公社経営計画を改革プランに基づいて策定した。</p> <p>この経営計画では農地保有合理化事業の拡大と扱い手の育成対策を事業の柱として具体的な取組計画を定めており、特に農地保有合理化事業については、売買及び賃借の目標数値を定めて推進する計画としている。</p> <p>これら事業の積極的な実施と経営の合理化により収益を確保し、債務の返済を進めていくこととする。</p>

<p>(指掌事項) 所管部局 県土整備部 監査実施日 平成24年8月29日、10月19日 監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)</p>	<p>○ 道路公会計規程実施細則第19条には、有料道路通行料を収納したときには、現金出納簿により、現金領収書控等の証拠書類を添付のうえ、出納員に引き渡すと規定しているが、雁坂トンネル有料道路の通行料金の収納が、雁坂トンネル有料道路に証拠書類が添付されたり収入調定書に証拠書類が添付されなかつた。</p> <p>○ 県からの一時借入金について残高証明書を入手していないかった。 (一時借入金残高165,000千円)</p>	<p>○ 道路公会計規程実施細則第19条には、有料道路通行料を収納したときには、現金出納簿により、現金領収書控等の証拠書類を添付のうえ、出納員に引き渡すと規定しているが、雁坂トンネル有料道路の通行料金の収納にあたり収入調定書に証拠書類が添付されなかつた。</p> <p>○ 県からの一時借入金について残高証明書を入手していないかった。 (一時借入金残高165,000千円)</p>	<p>○ 道路公会計規程実施細則第19条には、有料道路通行料を収納したときには、現金出納簿により、現金領収書控等の証拠書類を添付のうえ、出納員に引き渡すと規定しているが、雁坂トンネル有料道路の通行料金の収納にあたり収入調定書に証拠書類が添付されなかつた。</p> <p>○ 県からの一時借入金について残高証明書を入手していないかった。 (一時借入金残高165,000千円)</p>
<p>(意見) 平成24年度会計に計上すべき資産及び費用について、平成23年度に計上していた。なお、消費税及び地方消費税について修正申告したところ、延滞税94,700円が発生した。 ・ 富士山有料道路の気象観測設備設置工事の完成引渡しは、平成24年7月2日にもかかわらず、平成23年度決算で備品14,595,000円、修繕費(設置工事)18,399,150円を資産と費用に計上しており、消費税についても1,571,000円の過大還付請求となっている。また、工事費は修繕費ではなく固定資産の取得価額に含めるべきである。</p>	<p>○ 平成23年度決算の過大計上や修繕費の取扱等については、平成24年度決算において修正する。</p> <p>また、今後は、消費税処理を含めた決算処理のマニュアルを定め、適正に処理する。</p>	<p>○ 平成23年度決算で備品14,595,000円、修繕費(設置工事)18,399,150円を資産と費用に計上しており、消費税についても1,571,000円の過大還付請求となっている。また、工事費は修繕費ではなく固定資産の取得価額に含めるべきである。</p>	<p>○ 当初想定していた修繕対象の設備について、設備の縮小及び運用方針の修正を検討するとともに、設備更新の費用負担のあり方について、山梨・埼玉の両県と協議を重ねているところである。今後、検討結果を踏まえ、当公社が修繕すべき対象設備を決定した上で、不足している場合には、引当を行うこととする。</p> <p>新たな経営計画に沿って、引き続き利用促進対策に積極的に取り組むとともに、維持管理費の更なる削減に努めていく。</p>

県の長期無利子貸し付けを受け、経営改善に努めているところである。今后とも、適切な道路管理を行う中で、経営計画の着実な実行を図られたい。
---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	監査の結果
所管部局	県土整備部	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成24年8月30日、10月22日	<p>（指導事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請負契約等において、公社と受託者との間であらかじめ協議打合せ書により協議を行つており、設計変更がある場合には公社事務決裁規程の支出費担当の決定区分により、事務局長以上までの決裁をとることとしているが、釜無川浄化センターの設計変更に係る協議打合せ書の一部について、上記決定区分により決裁をとっていなかった。</li> <li>○ 扶養手当において、支給始期に誤りがあり、支給不足となっていた。</li> <li>○ 「桂川清流センター運転管理等業務委託契約書」の原本において、「第7条の最終行」から「第17条第1項第3号」までの条文が欠落していた。</li> <li>○ 富士北麓浄化センターの「産業廃棄物処理委託契約書」において、同公社財務規程第77条の4に基づく違約金徴収条項、及び山梨県暴力団排除条例に基づく暴力団排除条項が記載されていなかった。</li> <li>○ 下水道設備工事責任技術者認定事業における人件費の按分負担金確定に伴う資金移動に際し、振替伝票が起票・保管されていなかった。</li> <li>○ 平成24年度より振替伝票の起票を行い、保管している。</li> </ul>

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	監査の結果
所管部局	県土整備部	講じた措置（又は今後の方針等）
監査実施日	平成24年10月2日、3日、11月16日	<p>（指導事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四輪の自動車又は二輪車使用による通勤手当について、平成23年度から平成24年度の年度更新にあたり支給額が改定されて支給されているが、平成24年度の改定に係る認定が行われておらず、平成23年度の額の支給終期も記載されていなかった。（7名）</li> <li>○ 持家に係る住居手当については、平成23年3月分で廃止となつたが、住居手当認定簿に支給終期の記載がなされていなかった。（4名）</li> <li>○ 賃与引当金は、プロバーア職員のみを計上し、専門員、非常勤嘱託、他の公社と併存している役職員の賃与引当金は計上していないため、883,971円計上不足となつていて、また、プロバーア職員の賃与引当金については、126,347円過大計上となっている。</li> <li>○ 退職給付引当金が級号給の適用誤りにより167,684円計上不足となつていて。</li> <li>○ 今後は契約書に欠落事項がないよう確認する。</li> <li>○ 山宮賃貸住宅の建物について借地契約の残存年数で償却しているが、償却率を計算する際に、残存年数16年11ヶ月を0.062 (=1/16.11)で計算しているが、本来であれば0.059 (=1/(16+11/12))で計算すべきであり、減価償却費が2,845,314円の過大計上となつていて。水道、電気等設備については、建物本体と同一の残存年数で償却しているが、本来は建物本体とは区分して15年で償却すべきである。</li> <li>○ 建物（山宮倉庫）及び備品について、95%まで償却しているが、公社財務規程では残存価額は償却価額となつており、1円まで償却しなければならないので、償却不足が115,757円発生している。</li> <li>○ 平成24年度決算より、適正に計上する。</li> <li>○ 既に積算資料がないことから、建物と区分することは困難であるため、從来通り、建物と一体で処理することとし、過大計上については、平成24年度決算より適正に処理する。</li> <li>○ 引当金算定の実施要領を改正し、平成24年度決算に計上する。</li> </ul>